

ハンセン病療養所における社会的排除と今後の課題と展望

— 非構造化面接調査から得られたもの —

○ 佐野短期大学 東洋大学大学院博士後期課程 大熊 信成 (2888)

キーワード：スティグマ、ヴァルネラビリティ、社会的排除

1. 研究目的

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（通称、ハンセン病問題基本法）」が 2008 年 6 月 11 日、参院本会議で可決、成立し、これにより 1996 年に成立した「らい予防法廃止法」は廃止された。国立ハンセン病療養所での十分な医療体制の確保を国に求めるほか、療養所での地域住民の診療を可能にしたのは注目に値するといっても過言ではない。「らい予防法廃止法」では、療養所において外部患者を診療することを原則として認めていなかったのであるが、「ハンセン病問題基本法」では「療養所の土地、設備を地方公共団体または地域住民の利用に供する」ことを認め、また療養所入所者の「終生在園保障」を定めた。国の強制隔離政策の違法性を認めた 2001 年の熊本地裁が確定して以降、偏見を取り除く啓発運動や社会復帰支援はある程度進んだのであるが、根強く残る差別や偏見により故郷に戻れなかったり、高齢のため療養所を出られない人も多い現状があり、また長年住んでいる療養所に愛着がある方もいる。このようなことから「入所者の意思に反して、療養所から退所、または別の療養所へ転所させてはならない」と明記されたのは注目に値する。しかしながら入所者の失われた日々が戻るわけではない。全国 13 ヶ所の国立療養所の入所者は現在約 2,270 人、入所者の平均年齢は 81.6 歳となっている。高齢化に伴い 1 年間で約 170 人が亡くなっており、療養所の存続が危ぶまれている。各療養所の自治会などは将来構想策定を急いでいる状況である。このようなことから本研究ではハンセン病問題の歴史的背景と経緯を明らかにし、ハンセン病療養所における元ハンセン病患者の方からの聞き取り調査をもとに、現在のハンセン病療養所の問題点と課題を考察するとともに、社会的排除やインクルーシブ社会への実現の可能性を探っていききたい。

2. 研究の視点および方法

全国にある国立 13、私立 2 のハンセン病療養所にはいまも 2,300 名¹が生活している。国はかつての過ちを認め、入居者の社会復帰が進められているものの、入居者に対する偏見と差別はいまもなお根強く残っている。平成 20 年 7 月から平成 24 年 8 月にかけて国立療養所 B 園 C 園において在園者である A さん B さん C さんからインタビューをさせていただく機会を与えられた。それぞれ 2 時間程度の聞き取り調査を行い、逐語記録を作成した。

3. 倫理的配慮

療養所及び対象者の個人情報には十分注意を払い、特定されることのないよう配慮した。面接にあたっては筆者から直接面接を依頼し、承諾を得た上で面接を実施した。さらに承諾を得た上で IC レコーダーを使用し、文章化した後にデータを破棄した。学会にて発表

することを口頭及び文章で伝え了承を得て、サインを頂いた。

4. 研究結果

1907（明治40）年「癩予防ニ関スル件」、1931（昭和6）年「癩予防法成立」、1953（昭和28）年「改正らい予防法成立」、1996（平成8）年「らい予防法廃止」・・・らい予防法が廃止されるまで実に90年近くの年月を有している。民族浄化のための国の強制絶対隔離政策、入所者に子孫さえも認めない断種手術と墮胎、いまでも根強く残る偏見と差別・・・そして、1998年（平成10）年、熊本地裁に「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟が提起され2001年（平成13）年、熊本地裁において回復者原告団が勝訴。国は控訴を断念する。2008（平成20）年、「ハンセン病解決促進法」通称、ハンセン病問題基本法が成立し、在園者の終生在園保障と地域開放が掲げられる。インタビューの中でA氏の「『らい予防法』が廃止されたとき嬉しかったね。一つの節目だったね。やっと地元に行けるようになった。60年ぶりに里帰りしたときに親戚みんな集まってくれて、あの時は嬉しかった。町も全然変わってた。あと20年も経ったらここの人たち（療養所の人たち）はみんないなくなってしまう。普通の生活をさせてもらいたいと思いますね」という言葉が脳裏に焼き付いている。※インタビュー調査の詳細な記述は当日資料として配布します。

5. 考察

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」第3条では3つの基本理念として、「ハンセン病患者であった者等が受けた様々な被害を可能な限り回復すること」、「入所者が、居住する療養所等において、安心して豊かな生活を営むことができるように配慮しなければいけない」、「ハンセン病を理由に差別をしてはいけない」と示されている。附則では、入所者に影響がでない範囲で、地域住民に対し医療提供できること、建物や設備が利用可能であることが示された。これを踏まえ、全国にある療養所はそれぞれの地域の特色を活かした療養所の将来構想を策定している。A氏B氏C氏との触れ合いの中でハンセン病問題が筆者自身にとって何なのかを考える契機となった。社会的排除はいまなおハンセン病回復者に対して行われている。ハンセン病問題に対する正しい認識は、繰り返し繰り返し広めていく必要がある。ハンセン病の診療は現在において一般の医療機関でも実施されるようになった。ハンセン病に関する正しい知見をもったソーシャルワーカーによる回復者に対する適切な支援が求められている。残された時間はそう多くはない。ハンセン病問題を風化させないためにも療養所の人たちが安心して地域とともに生きることができる支援をしていかなければならない。「家族との絆」、「入所者の生活」、「人生の選択肢」、「社会との共生」はいまだ取り戻せていない。この予備的調査を踏まえ今後さらに考察していく。

ⁱ 2011年4月現在：出所 国立ハンセン病療養所：厚生労働省及びハンセン病療養所の現在：国立ハンセン病資料館